

3号認定の方の保育料・利用者負担額について

保育料・利用者負担額は、国が定める水準を限度としてそれぞれの市町村が決定します。本庄市の利用者負担額は次のとおりです。

| 番号 | 階層区分 | 3歳未満児標準時間 | 3歳未満児短時間 | 3歳児標準時間 | 3歳児短時間 | 4歳以上児標準時間 | 4歳以上児短時間 |
|----|--------------------------|-----------|----------|---------|--------|-----------|----------|
| 1 | 生活保護法世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 | 市町村民税非課税世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 | 市町村民税所得割非課税世帯 | 8,200 | 8,100 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4 | 市町村民税所得割課税額 5,000円未満 | 9,400 | 9,200 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5 | 5,000円以上 35,600円未満 | 10,800 | 10,600 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 6 | 35,600円以上 53,700円未満 | 11,600 | 11,400 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 7 | 53,700円以上 62,100円未満 | 13,700 | 13,500 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 8 | 62,100円以上 71,700円未満 | 16,300 | 16,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 9 | 71,700円以上 84,900円未満 | 21,800 | 21,400 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 10 | 84,900円以上 105,300円未満 | 26,600 | 26,100 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 11 | 105,300円以上 109,900円未満 | 26,600 | 26,100 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 12 | 109,900円以上 118,500円未満 | 32,700 | 32,100 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 13 | 118,500円以上 131,700円未満 | 38,000 | 37,400 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 番号 | 階層区分 | 3歳未満 児標準 時間 | 3歳未満児 短時間 | 3歳児 標準 時間 | 3歳児短 時間 | 4歳以上 児標準 時間 | 4歳以上児 短時間 |
|----|--------------------------|-------------------|--------------|-----------------|------------|-------------------|--------------|
| 14 | 131,700円以上 152,100円未満 | 43,900 | 43,200 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 15 | 152,100円以上 181,900円未満 | 44,500 | 43,700 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 16 | 181,900円以上 189,000円未満 | 47,800 | 47,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 17 | 189,000円以上 274,600円未満 | 48,100 | 47,300 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 18 | 274,600円以上 | 50,000 | 49,200 | 0 | 0 | 0 | 0 |

- 4月から8月分の利用者負担額は前年度の市町村民税額で、9月から3月分の利用者負担額は当年度の市町村民税額で算出されます。
- 利用者負担額は、同居家族の市町村民税額の合計で決定されます。原則として、父母の市町村民税額の合計で算定されますが、祖父母と同居し、かつ家計の主宰者が祖父母であると認められる場合（父母の収入が103万円未満）には、同居する祖父母のうち、市町村民税額のいずれか高い方を含めて算定されます。
- 子どもの年齢は、入所する年度の初日の前日（3月31日）における満年齢で認定し、年度の途中で年齢が変わっても、その年度の利用者負担額は変わりません。
- 転入者等で課税資料等の提出がない場合は、最高額で算定する場合があります。

保育料・利用者負担額の各軽減策等について

1.第1子の場合

ひとり親世帯、在宅障がい児（障がい者）のいる世帯などの要保護世帯（生活保護世帯は除く。）等で算定対象者の市町村民税所得割額の合算が77,101円未満の場合は、半額となります。

2.第2子の場合

- 一般世帯で市町村民税が非課税の場合は、無料となります。
- 一般世帯で兄弟が保育所、幼稚園等を同時に利用している場合は、半額となります。ただし、兄弟が幼稚園を利用している場合は、幼稚園の在園証明書が必要です。
- 一般世帯で算定対象者の市町村民税所得割額の合算が57,700円未満の場合は、兄弟の年齢に関わらず、半額となります。
- ひとり親世帯、在宅障がい児（障がい者）のいる世帯などの要保護世帯（生活保護世帯は除く。）等で算定対象者の市町村民税所得割額の合算が77,101円未満の場合は、0円となります。

3.第3子以降の場合

- 兄弟が保育所、幼稚園等を3人以上同時に利用している場合は、0円となります。
- 兄弟が保育所、幼稚園等を3人以上同時に利用していない場合は、兄弟の年齢に関わらず0円となりますが、[保育料免除申請書 \(WORD : 15.6KB\)](#)を提出してください。

4.その他の軽減

- ひとり親世帯等、在宅障がい児（障がい者）のいる世帯などの要保護等で市民税非課税世帯の場合は、0円となります。
- 婚姻歴のないひとり親で保育料が発生する場合、市町村民税の計算にあたって寡婦（寡夫）控除をみなし適用します。[みなし寡婦\(寡夫\)控除申立書 \(WORD：9.8KB\)](#) 及び [同意書 \(WORD：8KB\)](#) を提出してください。

保育の必要性の認定申請・保育施設利用の申し込み

申し込み締め切り

5月～3月入所の締め切り日は、入所希望月の前月15日です。15日が閉庁日の場合は、その前の平日までに提出してください。

受付窓口

本庄市役所保育課

児玉総合支所支所市民福祉課

提出書類

1. 支給認定申請書兼保育施設利用申込書
2. 保育を必要とする証明 [注意：保護者それぞれについて、3から5のいずれかの証明書を提出してください。]
3. 就労（内定）証明書 [就労の方]
4. 保育を必要とする申立書 [就労以外の方]
5. 保育施設利用に関する誓約書 [求職中の方]
6. 口座振込依頼書・保育料引落希望口座のキャッシュカード [注意：一部金融機関を除く]
7. 管外保育所（保育園）希望理由書 [注意：市外の保育所等を希望する方のみ]
8. 転入に関する誓約書 [注意：本庄市に転入する予定がある方のみ]

注意：保育施設利用申込みの手引きをよくご覧になったうえで、提出してください。また、事前に必ず保育施設を見学してください。

審査方法

本庄市保育施設利用調整基準表に基づき、指数の高い方から希望施設への入所を決定します。

[本庄市保育施設利用調整指数表 \(PDF：70.1KB\)](#)